

議案第11号

監査委員条例の一部改正について

監査委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

日出町長 本田 博文

監査委員条例の一部を改正する条例

監査委員条例（昭和39年日出町条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日出町監査委員条例

第1条中「第195条及び」を削る。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に、「同条第4項」を「同条第8項後段」に、「つくって」を「付けて」に改め、同条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方自治法の改正に伴い、条例を整備したいので提出する。